

医療法の人員標準未滿保険医療機関の取扱について

1. 入院基本料の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第104号）

1) 医師の員数の基準

平成18年診療報酬改正により、医療法の看護師等の不足に対しての減額がなくなった為、医師の員数が70%以下不足した場合、下記のとおり入院基本料が減額される。

医師の員数基準	入院基本料の算定
70%超～	100%
50%超～70%以下	90%
50%以下	85%

一般病棟入院基本料……1日あたりの目安

医師の員数基準	7対1入院基本料	10対1入院基本料	13対1入院基本料	15対1入院基本料
70%超～	1,555点	1,269点	1,092点	954点
50%超～70%以下	1,399点	1,142点	982点	858点
50%以下	1,321点	1,078点	928点	810点

精神病棟入院基本料……1日あたりの目安

医師の員数基準	10対1入院基本料	15対1入院基本料	18対1入院基本料	20対1入院基本料
70%超～	1,209点	800点	712点	658点
50%超～70%以下	1,088点	720点	640点	592点
50%以下	1,027点	680点	605点	559点

(参考)

- ① 医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に100分の50を乗じて得た数を超え100分の70を乗じて得た数以下
- ② 医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に100分の50を乗じて得た数以下

2. 特定入院料の算定基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第601号）

特定入院料の場合は、小児入院医療管理料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料の4項目に医療法における医師の員数並びに看護師及び准看護師の員数の配置が義務付けられており、基準を満たさない場合は、算定不可となる。いずれも満たさない場合は、入院基本料の算定となるが、有資格者2人以上の夜勤等の条件等が満たされていない場合は、特別入院基本料の算定となる。(特定入院料は、有資格者2人以上夜勤は、条件にない)

	点数	特別入院基本料	減額
小児入院医療管理料 1	3,600点	575点	▲3,025点
小児入院医療管理料 2	3,000点	575点	▲2,425点
小児入院医療管理料 3	2,100点	575点	▲1,525点
精神科救急入院料	※3,200点	550点	▲2,625点
精神科急性期治療病棟入院料 1	※1,900点	550点	▲1,350点
精神科急性期治療病棟入院料 2	※1,800点	550点	▲1,250点
精神療養病棟入院料	1,090点	550点	▲540点

※は、30日以内の点数

	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
	平成16年	平成17年	平成18年
小児科入院医療管理料 1	121 5,978	148 7,123	165 8,301
小児科入院医療管理料 2	218 6,659	217 6,401	290 8,277
小児科入院医療管理料 3	115 —	110 —	105 —
精神科救急入院料	14 602	16 1,192	22 1,481
精神科急性期治療病棟入院料 1	124 6,516	144 7,139	163 7,517
精神科急性期治療病棟入院料 2	12 696	12 680	10 516
精神療養病棟入院料 1	678 80,325	723 81,446	794
精神療養病棟入院料 2	9 641	8 528	72,413

(参考)

- (1) 通則: 厚生労働大臣の定める入院患者の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定に規定する入院患者の基準及び医師等の員数の基準のいずれかにも該当しないこと。
- (2) 医療法等の人員規定にかかわる診療報酬施設基準
 - ① 小児入院医療管理料の施設の施設基準
 - . 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
 - ② 精神科救急入院料の施設基準
 - イ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
 - . 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること
 - ③精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等の通則
 - . 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
 - ハ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること
 - ④精神療養病棟入院料の施設基準
 - . 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること
 - ハ. 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 4 号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること